ては 1.002、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.001、100 分の 3 地域の市町村にあつては 1.001、その他地域の市町村にあつては 1.000 を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が 1.000 に満たないときは、1.000 とする。

b3　当該都道府県の区域内の市町村の給与の差による地域区分（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）別表に定める支給地域で当該年度の 4 月 1 日現在におけるものをいう。以下この号において同じ。）が 1 級地の市町村にあつては 0.001、2 級地の市町村にあつては 0.001、3 級地の市町村にあつては 0.001、4 級地の市町村にあつては 0.001、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の給与の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

b4　スクールバス等の数に 164.02 を乗じて得た数を、b1 の数値で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

1,097,000 × c1 × （c2 ＋ c3）

算式の符号

［同左］

c2　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.024、100 分の 16 地域の市町村にあつ

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

1,101,000 × c1 × （c2 ＋ c3）

算式の符号

［略］

c2　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.023、100 分の 16 地域の市町村にあつ